

貸暗号資産取引等に関するご説明新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改正後	現行	備考欄
<p>1. ～5.1.2 ① (現行通り)</p> <p>5.1.2 受付・取消</p> <p>② 貸出の申込み後の措置 お客様は、貸出の申込みをし、当社が申込みを受け付けた時点で、当該貸出しの申込みに係る暗号資産と同じ種類、数量の暗号資産を売却、譲渡、担保設定その他の処分することができなくなります。但し、貸出の約定が成立する前に、5.1.2 項「③貸出しの申込みの取消」に基づきお客様が貸出の申込みを取り消した場合、お客様は、当該貸出の申込みに係る暗号資産と同じ種類、数量の暗号資産の売却、譲渡、担保設定その他の処分が可能となります。</p> <p>5.1.2 ③ (現行通り)</p> <p><u>④ 貸出の申込みの取消し制限</u></p> <p><u>5.1.2 項③の規定にかかわらず、暗号資産の貸出の申込みについて、申込み後最初に到来する午前9時から午後3時までの間(以下「取消し制限期間」といいます。)において、当該申込みの取消しを一時的に制限させていただくことがございます。取消しを制限させていただく場合は、お客様の申込み画面の申込取消ボタンが押下できない状態となります。また、お客様が取消し制限期間を過ぎても当該申込みを取消しなかった場合、取消し制限期間が属する日の翌日の午前9時から午後3時までの間においても当該申込みの取消しを一時的に制限させていただくことがあります、以後同様といたします。</u></p> <p>5.1.3～12. (現行通り)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>1. ～5.1.2 ① (省略)</p> <p>5.1.2 受付・取消</p> <p>② 貸出の申込み後の措置 お客様は、貸出の申込みをし、当社が申込みを受け付けた時点で、当該貸出しの申込みに係る暗号資産と同じ種類、数量の暗号資産を売却、譲渡、担保設定その他の処分することができなくなります。但し、貸出の約定が成立する前に、5.1.2 項「③貸出しの申込みの取消」に基づきお客様が貸出の申込みを取り消した場合、お客様は、当該貸出の申込みに係る暗号資産と同じ種類、数量の暗号資産の売却、譲渡、担保設定その他の処分が可能となります。</p> <p>5.1.2 ③ (省略)</p> <p><u>④ 追加</u></p> <p>5.1.3～12. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

貸暗号資産取引等に関するご説明新旧対照表

(下線部分は変更箇所)